

消防本部とジャパンレンタカー(株)と貸渡自動車に基く覚書について

【締結趣旨】

人員搬送車の廃車（平成16年8月末）に伴い、大規模災害時に住民の緊急避難等に対応することと、借受時の必要書類の記入を省略することで借受時間の短縮が図れると共に、借受料金が割安（一般消防業務借受も）となり、人員搬送車の更新・ランニングコスト等を考慮すると、大幅な費用削減が図れることから、日時・車種等を問わずに借受できる24時間営業の、ジャパンレンタカー(株)鈴鹿営業所と覚書を締結いたしました。

【借受要領】

緊急に借受する場合は、消防災害対策室からジャパンレンタカー(株)（79-5333）に必要車種の借受を連絡し、ジャパンレンタカー(株)から折り返し確認連絡（82-0500）を受け契約が完了する。

契約完了後、消防災害対策室は借受する職員に消防職員身分証明書（下記図）を手渡す。

借受の命を受けた職員は、ジャパンレンタカー(株)の窓口で下図の身分証明書を提出し、自らの運転免許書のコピー複写に応じ、必要な車種を借受する。

一般借受の場合は、消防総務課長に借受の承認を受けて、ジャパンレンタカー(株)に電話で予約し、借受日に必要書類を記入し必要車種を借受する。

【緊急借受の処理】

消防Gは緊急借受を行なった場合は、借受車を返却後、ジャパンレンタカー(株)に出向き必要書類の記入に応じること。

第00号 鈴鹿市消防本部とジャパンレンタカー(株)の覚書による	
<h3>身 分 証 明 書</h3>	
本証明書を提示する者は、鈴鹿市消防職員であることを証明する。	
H16年 月 日	
鈴鹿市消防本部 消防長 河田 徹	